

令和7年度高度 IT 人材（データサイエンティスト）育成業務委託契約書（案）

茨城県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、高度 IT 人材（データサイエンティスト）育成について、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

- （1）委託業務名 令和7年度高度 IT 人材（データサイエンティスト）育成業務
- （2）委託業務の内容 別添「令和7年度高度 IT 人材（データサイエンティスト）育成業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに
- （3）委託期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- （4）契約保証金 茨城県財務規則第138条第2項第6号の規定により、契約保証金は免除する。

（委託業務の実施）

第2条 乙は、委託業務を実施するに当たっては、仕様書に従って実施しなければならない。仕様書が変更された場合も同様とする。

- 2 前項のほか、乙は、委託業務の実施について、甲の指示に従わなければならない。
- 3 乙は、契約締結後、速やかに実施計画書（様式第1号）を甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。

（委託料等）

第3条 甲は、委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）として、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

- 2 乙は、委託料を仕様書に記載された費用の区分に従って使用しなければならない。仕様書が変更された場合も同様とする。

（委託料の支払）

第4条 甲は、委託事業が終了し委託料の額が確定した後に、乙の適正な支払い請求書を受領した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

- 2 甲は、乙の請求により必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず、概算払をすることができる。
- 3 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

（成果品の提出等）

第5条 乙は、委託事業が終了したときは、委託事業終了の日から起算して14日以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに成果品並びに委託事業実績報告書（様式第3号）を甲に提出しなければならない。この場合において、前条第2項の規定による概算払を受けたときは、併せて概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成5年茨城県告示第404号）様式第102号）を添付するものとする。

（検査及び委託料の額の確定）

第6条 甲は、前条の規定により、乙から成果品並びに委託事業実績報告書の提出があったときは、遅滞なく、当該事業がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、委託料の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

(過払金等の返還)

第7条 乙は、既に支払を受けた委託料が前条に規定する委託料の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

(再委託の制限)

第8条 乙は、この委託業務の達成のため、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(委託業務の中止等)

第9条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議の上、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

3 前項の規定により契約を解除したときは、第4条及び第5条並びに第6条の規定に準じて精算するものとする。

(委託業務の変更)

第10条 乙は、前条第1項に規定する場合を除き、仕様書に記載された委託業務の内容を変更しようとするときは、その旨を文書により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。

(契約の解除等)

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときには、何らの催告を要しないで契約を解除することができる。

(1) 乙が、この契約又はこの契約に基づく甲の指示に違反しているため、契約の目的を達成することができないと甲が認めたとき。

(2) 乙が、この契約を誠実に履行しないとき又は履行する見込みがないと甲が認めたとき。

(3) 乙が、茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であることが判明したとき。2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は速やかに甲の指示により施設等を甲に返還するものとし、甲は既に支払った金額の全部又は一部の返還を請求することができるものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、委託業務を遂行するに当たり、故意又は重大な過失によって甲又は第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責めを負うものとする。

(秘密の保持)

第13条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された場合においても同様とする。

(個人情報の保護)

第14条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第1号）第7条第2項及び第8条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特記事項を遵守しなければならない。

(書類等の整備及び保管)

第 15 条 乙は、委託業務の実績を明らかにする帳簿及び証拠書類を整備し、収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしておくとともに、主たる事務所に、委託業務が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(実地調査等)

第 16 条 甲は、必要があると認めるときは、乙の帳簿、書類その他の記録及び委託業務の状況について実地に調査できるものとする。

2 乙は、甲から委託業務の実施に関し、報告を求められたときは、速やかに甲に報告するものとする。

(改善の指示等)

第 17 条 甲は、委託業務の実施について改善する必要を認めるときは、その改善事項を乙に指示することができるものとする。

(契約内容不適合)

第 18 条 甲は、第 6 条の検査に適合した成果品であっても、当該成果品が契約内容に適合しないことが判明した場合は、検査通知後 1 年以内において、その不適合内容の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 乙は、甲から不適合内容の修補の請求があった場合は、速やかに所用の修補を行い、検査を受けなければならない。

3 前 2 項の場合においては、乙はそのために契約金額を増額し、又は契約期間を延長することはできない。

(契約の費用)

第 19 条 この契約締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第 20 条 この契約に関し甲又は乙が訴訟等を提起するときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義の決定)

第 21 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、電磁的記録を作成し、甲及び乙が合意の後電子署名を行い、それぞれの当該電磁的記録を保有する。

令和 7 年 月 日

茨城県水戸市笠原町 978 番 6

甲

茨城県知事 大井川 和彦

乙

別記（第 14 条関係）

特記事項

1 受託者の責務

委託業務の履行に当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利権益の保護に十分留意して行うよう努めなければならない。

2 個人情報の収集の制限

委託業務を履行するため個人情報を収集するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で行なわなければならない。

3 個人情報が記録された媒体の保管

個人情報が記録された媒体は施錠可能な金庫に保管し、個人情報が記録された電子データは暗号化して保管するなど、適切に保管すること。

4 不要情報の廃棄

利用者に関する個人情報は、委託業務が完結し、甲から指示を受けたときは、速やかに廃棄しなければならない。また、廃棄した旨を甲に対し書面をもって報告すること。

5 個人情報の目的外利用及び外部提出の禁止

委託業務を履行するに当たり知り得た個人情報及び収集・作成した個人情報は、委託業務を履行するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供してはならない。

6 複写又は複製の禁止

委託業務を履行するに当たり、個人情報の複製若しくは送信又は個人情報が記録された媒体の外部への送付若しくは持ち出しを行うときは、甲の承諾を受けなければならない。

7 個人情報についての事故報告

個人情報についての外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、甲の指示を受けなければならない。